

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第 29 号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 8. 17.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

‘ツイッター(twitter)’を利用した選挙運動

☞ ツイッターはコンピュータまたは携帯電話などで自身のツイッターアカウントに文章を掲載すれば、その文章が情報通信システムによってネットワーク上でパルオ(follower)で申請した者にリアルタイムで自動転送され、パルオが携帯電話文字メッセージで受けるために申請した場合、文字メッセージでも受けることができる情報伝達手段である。

※ ツイッターを利用した選挙運動

できる行為	できない行為
<ul style="list-style-type: none">□ いつでも<ul style="list-style-type: none">◦ 選挙に関する単純な意開陳述および意志表示をする行為◦ 政党の候補者推薦に関する単純な支持・反対の意見開陳および意志表示□ 予備候補者登録後<ul style="list-style-type: none">◦ 予備候補者が「公職選挙法」第 82 条の 5 第 2 項に伴う“選挙運動情報”であることを明示し自身のパルオに選挙と関連した支持・反対など選挙運動内容を伝送する行為□ 選挙運動期間中<ul style="list-style-type: none">◦ 選挙運動のできる者が自身のツイッターアカウントを通じて選挙運動をしたり「公職選挙法」第 82 条の 5 第 2 項に伴う“選挙運動情報”であることを明示して自身のパルオに選挙と関連した支持・反対など選挙運動内容を伝送する行為◦ 他人が送った“選挙運動情報”を受けたパルオが自身の他のパルオに候補者の“選挙運動情報”を回して見る(RT:Retweet)行為	<ul style="list-style-type: none">□ いつでも<ul style="list-style-type: none">◦ 何人(なにびと)も立候補予定者およびその家族を誹謗したり虚偽事実を公表する行為◦ 大韓民国国民ではない者など選挙運動をできない者が特定政党、または候補者を支持・反対する内容を掲示する行為□ 選挙運動期間前<ul style="list-style-type: none">◦ 予備候補者の他に誰であろうが政党または、立候補予定者などに対する支持・反対など選挙運動内容掲示行為◦ 予備候補者が送った“選挙運動情報”を受けたパルオが自身の他のパルオに予備候補者の“選挙運動情報”を回して見る(RT:Retweet)行為□ 選挙日<ul style="list-style-type: none">◦ 何人も政党または候補者支持・反対など選挙運動内容掲示行為◦ 政党または候補者などが投票督促内容を掲示する行為



在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい！